



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

144	有害図書等の指定	(こども支援課).....	1
145	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	2
146	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
147	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	3
148	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
149	"	(").....	3
150	生活保護法による介護機関の指定	(").....	4
151	令和7年度前期技能検定の実施	(労働政策課).....	4
152	令和7年度随時技能検定の実施	(").....	7
153	久志・中志賀土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	10
154	保安林の指定	(森林整備課).....	10
155	"	(").....	11
156	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	11

○ 選挙管理委員会告示

12	令和7年和歌山県選挙管理委員会告示第2号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の訂正	12
13	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	12

○ 監査公表

	監査公表第4号	13
	監査公表第5号	14
	監査公表第6号	15

告 示

和歌山県告示第144号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和7年2月18日指定した。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	芸能アイドルヤバすぎ黒歴史想像を超える痴態SP	ISBN978-4-86714-933-1	ブレインハウス
雑 誌	別冊SPA! オトナの性愛百科	67708-89	扶桑社
雑 誌	特ダネTABOO!54	ISBN978-4-89212-763-2	インテルフィン
雑 誌	芸能お宝最新特報BUZ0000N!!! Vol. 22	ISBN978-4-89212-767-0	インテルフィン

雑 誌	実録JOKER 3月号	08019-03	ダイアプレス
雑 誌	実話BUNKAタブー 3月号	05375-03	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬新 18-27	オリーブ薬局	新宮市橋本一丁目7-2	令和 6. 1. 31
岩医新 31-26	医療法人豊田内科	岩出市根来913-2	令和 6. 12. 25
橋医新 75-04	奥村レディースクリニック	橋本市東家四丁目17-13	令和 6. 12. 31
橋薬新 46-05	グレープ薬局	橋本市市脇五丁目4-13	令和 6. 12. 31
新医新 10-26	土山医院	新宮市池田三丁目2-15	令和 6. 12. 31
紀薬新 17-26	みふく薬局	紀の川市桃山町元361-1 第一ビル1階	令和 6. 12. 31
紀薬新 23-26	みふく薬局粉河店	紀の川市粉河420-2	令和 6. 12. 31
西歯新 17-26	むらかみ歯科	西牟婁郡白浜町中1700-118	令和 7. 1. 25
橋医新 4-26	小林医院	橋本市橋本二丁目2-16	令和 7. 1. 29

和歌山県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日

株式会社スマイルシード	大阪府大阪市淀川区 西中島七丁目1-3-40 5	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.12.31
-------------	--------------------------------	----------	-----------	-----------------------	----------------

和歌山県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
海南医新 21-26	山本胃腸科 外科 内科	海南市岡田83-1	令和 7.1.1

和歌山県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医新 58-06	医療法人豊田内科	岩出市根来914-1	令和 6.12.26
橋医新 78-06	奥村レディースクリニック	橋本市東家四丁目17-13	令和 7.1.1
橋薬新 50-06	グレープ薬局	橋本市市脇四丁目175-11	令和 7.1.1
新医新 37-06	土山医院	新宮市池田三丁目2-15	令和 7.1.1
紀薬新 46-06	みふく薬局	紀の川市桃山町元361-1 第一ビル1階	令和 7.1.1
紀薬新 47-06	みふく薬局粉河店	紀の川市粉河420-2	令和 7.1.1

和歌山県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
有市訪新 5-06	株式会社Family Feel ings	有田市宮崎町580-8	訪問看護ステーション ことり	有田市宮崎町580-8	令和 7.1.14

和歌山県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人きたば 会	有田郡広川町下津木 1105-5	特別養護老人ホーム なつあけの里ささゆ り苑	有田郡広川町上津木 字夏明1464-4	介護老人福祉施設	令和 7.2.1
社会福祉法人きたば 会	有田郡広川町下津木 1105-5	特別養護老人ホーム なつあけの里ささゆ り苑短期入所生活介 護事業所	有田郡広川町上津木 字夏明1464-4	短期入所生活介 護・介護予防短期 入所生活介護	令和 7.2.1

和歌山県告示第151号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 2級

金属熱処理（一般熱処理作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査

作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	15,100円
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	18,200円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	6,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料（1件）
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	10,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）

造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	2,900円
--	--------

イ 実施期日

実技試験は、3級職種（造園職種及びとび職種を除く。）は令和7年6月10日（火）から同年8月10日（日）まで、造園職種及びとび職種は令和7年9月10日（水）から同年11月12日（水）まで、その他の職種は令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和7年6月3日（火）から和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	3級	令和7年7月13日（日）
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	令和7年8月24日（日）
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	1級及び2級	令和7年8月31日（日）
非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	令和7年9月7日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和7年4月7日（月）から同月18日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和7年10月1日（水）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。ただし、3級（造園職種及びとび職種を除く。）の技能検定合格者の合格発表は令和7年8月29日（金）に、造園職種及びとび職種の技能検定合格者の合格発表は同年11月27日（木）に、それぞれ和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第152号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級及び検定職種

(1) 2級及び3級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシンニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品

製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 3級

ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、プラスチック成形(ブロー成形作業)

(3) 基礎級

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料（1件）
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「○級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにも合格した者については、書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、久志・中志賀土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	湯川雅義	日高郡日高町大字志賀2328番地
理事	藤田雅寛	日高郡日高町大字志賀2460番地
理事	嶋田敏治	日高郡日高町大字志賀2222番地
理事	柴田計一	日高郡日高町大字志賀2358番地
理事	上山芳徳	日高郡日高町大字志賀2319番地
監事	三澤勇	日高郡日高町大字志賀2537番地
監事	羽山嘉一	日高郡日高町大字志賀2770番地の3

2 就任した役員（令和6年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	湯川雅義	日高郡日高町大字志賀2328番地
理事	藤田雅寛	日高郡日高町大字志賀2460番地
理事	嶋田敏治	日高郡日高町大字志賀2222番地
理事	柴田計一	日高郡日高町大字志賀2358番地
理事	上山芳徳	日高郡日高町大字志賀2319番地
監事	三澤勇	日高郡日高町大字志賀2537番地
監事	羽山嘉一	日高郡日高町大字志賀2770番地の3

和歌山県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字サガシ谷857の1、858の3、861の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字サガシ谷857の1・861の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字串本字小畑53、54、字下串956の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第156号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局
 森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区
 選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があ
 ったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和7年和歌山県選挙管理委員会告示第2号（衆議院小選挙
 区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表
 する。

令和7年3月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

令和7年和歌山県選挙管理委員会告示第2号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者林
 元将崇の第1回報告分の収入の欄中「参政党 政党 743,149円」
 を「参政党和歌山支部 政党支部 743,149円」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及
 び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次の
 とおり公表する。

令和7年3月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,046,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	林 佑美	候補者届出政党又は 所属党派	日本維新の会	期間 10月10日から 11月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 直美				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,310,000 円
日本維新の会	政党	3,000,000 円	家屋費	65,000 円
林 隆一	会社役員	65,000 円	選挙事務所費	65,000 円
			集会会場費	円
			通信費	870,587 円
			交通費	500,857 円
			印刷費	1,953,700 円
			広告費	1,180,627 円
			文具費	833 円
			食糧費	54,295 円
その他の寄附	件	円	休泊費	73,800 円
その他の収入		3,500,000 円	雑 費	156,143 円
今回計		6,565,000 円	今回計	6,165,842 円
前回計		円	前回計	円
総 計		6,565,000 円	総 計	6,165,842 円

	項 目		金 額
--	-----	--	-----

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	274,750円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	780,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	168,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	110,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000円
	政見放送のための録画等	
	計	1,958,750円

報告書受理年月日	令和7年1月23日	第1回報告分
----------	-----------	--------

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和6年11月7日
日高振興局	令和6年11月19日
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県東京事務所

カラー複写機賃貸借業務の契約保証金免除申請について、契約実績を確認していなかったため、適正に処理されたい。

イ 日高振興局地域づくり部

日高総合庁舎電話交換業務委託について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局農林水産振興部

(ア) 旅費の支出において、居住地の記載を誤ったため過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）について、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

エ 日高振興局建設部

廃川敷地については、令和5年度末で1件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

オ 和歌山県立紀央館高等学校

修繕料において、契約書を作成せず請書で処理している事例があったため、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和6年12月23日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃

和歌山県白浜警察署

”

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域づくり部

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 電話料金の支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃川廃道敷地については、令和5年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

オ 紀南県税事務所

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県紀南児童相談所

郵便切手類使用簿において、四半期ごとに残高のみを記入する行を設けていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県教育委員会紀南教育事務所

給与の過払金返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立南紀はまゆう支援学校

(ア) 行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 委託料において、一件として契約すべきものを根拠なく複数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県田辺警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表

する。

令和7年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和7年1月22日
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	〃
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護法に基づく事務において、受給者に保護費の返還義務が生じている状況を把握していたにもかかわらず返還事務を怠っていた事案が発生した。

また、保護廃止の手続において、決裁等の組織としての意思決定を経ることなく、システム上のみで手続を行っていた事案も発生した。

さらに、訪問記録の未作成や訪問計画実績表の紛失も併せて発生しているところである。

これらについては、既に遅延又は不備となっていた事務を補っているものの、今後、このようなことのないよう事務処理の手続の見直しや組織としてのチェック体制の構築を行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域づくり部

損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

簡易専用水道の定期検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例が

あったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

契約保証金において、受入れの所属を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興申本建設部

(ア) 備品購入費の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(イ) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立新宮高等学校

産業廃棄物収集運搬及び処分業務の委託契約について、昨年度に引き続き業務完了前に履行確認を行っていたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立みくまの支援学校

(ア) 第一号児童生徒等送迎業務契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない金額のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、早朝出発・夜間帰着を追加する旅行命令の変更を行ったにもかかわらず、増加分の旅費額を支出していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、旅費を過支給している事例があったので、適正に処理されたい。